

県立沖縄高等養護学校への米軍車両無断侵入に対する意見書

3月27日午後2時前、本市在の県立沖縄高等養護学校に米軍車両が無断で侵入し、校内で方向転換して走り去って行くという事態が発生した。

本市では、昨年7月18日には同高等養護学校、8月6日にも県立前原高等学校に米海兵隊の装甲車や米軍車両が相次いで無断侵入するというあってはならない事件がここ八ヶ月以内に三度も起きており、軍用車両が安全であるべき学校敷地内に無断で侵入するという暴挙は、常識では到底考えられず、強い憤りを覚える。

米軍に対しては、3月23日に米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民大会が開かれたばかりで、これまでも兵員の綱紀粛正、教育の徹底、再発防止等を強く申し入れたにもかかわらず、三度も米軍車両が学校施設に無断侵入するという事態が発生したことは、米軍の綱紀粛正という言葉と再発防止策の実効性がないと言わざるを得ない。かかる県民感情を無視した傍若無人な行動が、学校関係者や市民に不安と恐怖を与えたことは非常識の極みであり、断じて容認できるものではない。

よって、うるま市議会は県民や市民の生命・財産及び平穏な生活環境を守る立場から県立高等養護学校への米軍車両の無断侵入に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 無断侵入の詳細と基地間の移動ルートを県民に公表すること。
2. 米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。
3. 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。
4. 米軍組織の管理体制と責任を明確にすること。
5. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月31日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長
沖縄県知事 沖縄県議会議長